

## 令和3年第4回・令和4年第1回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

### (1) 令和3年第4回定例会提言の方向性について

前回（2月24日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

#### 重点調査項目1 乳幼児時期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援 について

##### 当事者家族に対する理解の促進について

### 提 言 の 方 向 性

1

#### 【地域等を含めた連携強化】

障がい当事者家族に対する理解の促進については、年齢や状況に応じた課題があることを踏まえ、各課での連携を強化して取り組む必要がある。また、当事者家族同士だけではなく、地域の多様な人々との関係構築を **行うことでインクルーシブな地域づくりが図られるため**、地域協働の視点も踏まえた取組を進めるべきである。

## (2) 令和4年第1回定例会提言の方向性について

前回（2月24日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

### 重点調査項目2 インクルーシブ教育の推進について 周囲に対する障がい理解の促進について

意見概要		提言の方向性	
①	周囲に対する障がい理解の促進については、障がい児との接点がイベント型等の非日常となっている点が課題であるため、日常的な接点を持てる場を増やしていくことが重要である。（井上委員）	1	<b>【日常的な交流の創出及び対話の重要性】</b> 周囲に対する障がい理解の促進に向けては、幼少期から障がいの有無を問わず関わり合いを持つことが重要である。障がいに対する理解を深めるきっかけをつくるとともに、日常的な接点を持てる場を拡充していく必要がある。また、小中学校においては、教職員からの指導にとどまらず、児童・生徒同士での対話の時間を十分に設けることで、主体的に考えることができる機会を創出すべきである。
②	周囲に対する障がい理解の促進については、幼いうちから障がいの有無を問わず関わり合いを持つことが重要であり、小中学校のうちに教育の中で理解を深められるきっかけをつくる必要がある。（小野田委員）		
③	周囲に対する障がい理解の促進が進まない要因の1つとして、障がいに関する話題をタブー視してしまうような風潮が挙げられる。児童・生徒同士が話し合う機会を設けるなど、障がいに関する話題が日常的となるような環境を整備することが必要である。（渡辺委員）		
④	障がい理解の促進については、教員からの指導だけではなく、児童・生徒同士での対話の時間を十分にとることが重要である。自らの経験を踏まえて、主体的に考えることができるような機会を設けるべき。（井上委員）		
⑤	障がいがある子どもは、学齢期に入ると保護者から離れて行動する機会も増えるため、自立への第一歩を迎えることとなる。区が旗振り役として、障がいがある子どもが利用する場所や場面での一歩踏み込んだ理解促進の取組を進めるべき。（いらい委員）	2	<b>【地域住民を含めた理解促進のアプローチの拡充】</b> 周囲に対する障がい理解の促進については、児童・生徒や保護者に限らず、地域住民も含めたより広い範囲への理解啓発が重要である。障がい児が利用する施設等においては、障がいに関係する各部署が連携を強化し、より積極的な取組を行う必要がある。また、体験等を通じた様々な交流の機会も重要であるため、地域コミュニティと協働し、地域住民も参加できるような機会を拡充すべきである。
⑥	周囲に対する障がい理解の促進については、児童・生徒や保護者に限らず、地域住民などより広い範囲への理解啓発が重要となるため、障がいに関係する各所管が連携を強化し、取組を進めていく必要がある。（さかまき委員）		
⑦	周囲に対する障がい理解の促進については、体験等を通じた様々な交流が最も重要であり、地域に存在するコミュニティと協働していくことが求められる。（しば委員）		
⑧	周囲に対する障がい理解の促進については、教育現場での取組に加えて、地域住民の理解を深めていくことが重要となるため、コミュニティ・スクール等の地域住民が参加するような機会を通じて、情報共有を行うべき。（五十嵐委員）		
⑨	周囲に対する障がい理解の促進については、教員を含めた周囲の大人が、人権や障がいの理解を深めていくことが重要である。（五十嵐委員）	3	<b>【教職員への研修等の拡充及び指導方法の検討】</b> 児童・生徒と接する教職員等は、人権問題や障がいに関する用語の理解を深めていくことが重要であり、研修の充実や障がい理解に向けた教材を拡充する必要がある。また、児童・生徒に対しては、正しい意味や認識を指導するとともに、障がい児・者の活躍事例を紹介するなど、多角的な指導方法を検討すべきである。
⑩	周囲に対する障がい理解の促進については、障がいの種別により様々な違いがあることを踏まえ、教員等への研修や障がい理解のための教材を拡充し、適切な対応をしていく必要がある。（いしだ委員）		
⑪	周囲に対する障がい理解の促進については、言葉への配慮が重要である。特に外来語については、児童・生徒に対して正しい意味や使い方を説明していくべき。（中村委員）		
⑫	人権教育等については、障がい者の社会での役割について積極的な意味づけを考えることが必要であり、日常生活の中でどのように活躍しているかを教えていくことが重要である。（中村委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑬	副籍交流については、特別支援学校に通っている児童・生徒及びその保護者が、地域の一員であるということを感じることができるような環境の整備が必要である。(五十嵐委員)	4	<b>【副籍交流の現状分析及び取組の拡充】</b> 副籍交流については、特別支援学校に通っている児童・生徒及びその保護者が、地域の一員であるということを感じることができるような環境の整備が必要である。事業の実施主体である東京都と連携し、希望する全ての児童・生徒に交流の機会を設けることが重要である。また、コロナ禍による需要の変化を見据え、取組の拡充を検討すべきである。
⑭	副籍交流については、障がい児の交流の機会として非常に重要であるため、辞退者を把握し、原因の改善に努めるべきである。また、間接交流については、コロナ禍を踏まえ、需要が変化することが予想されるため、取組を拡大していくことが必要である。(荒川委員)		
⑮	あいキッズ等の活動については、地域外の学校に通う障がい児の孤立化が課題である。導入のサポートを行うことで、スムーズに活動に参加できるような取組が重要である。(井上委員)	5	<b>【あいキッズにおけるサポートの検討】</b> あいキッズについては、特別支援学校等の地域外の学校に通学する障がい児が孤立する傾向にあるため、スムーズに活動に参加できるような取組を検討すべきである。
⑯	福祉体験学習については、身体障がいの体験でとどまっている現状にあるため、より幅広い種類の障がいを体験できるような取組を検討すべき。(いわい委員)	6	<b>【福祉体験学習事業におけるメニューの拡充】</b> 福祉体験学習については、身体障がいに限らず、より幅広い種類の障がいを体験できるような取組が必要である。現状の体験学習に加え、バーチャルリアリティー等の新しい技術を用いた取組を検討すべきである。
⑰	福祉体験学習については、身体・視覚障がいに限らず、多様な障がいの理解に向けた取組を検討すべき。(さかまき委員)		
⑱	福祉体験学習については、現状の体験学習に加え、バーチャルリアリティー等の新しい技術を用いた体験学習を取り入れるべき。(中村委員)		